

知的財産高等裁判所の設置に関する法律案要綱（A案）

第一 目的

経済社会における知的財産の活用 of 進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法が果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化並びに裁判所の専門的な処理体制の整備を図るため、憲法第七十六条第一項に規定する下級裁判所として、知的財産権に関する事件を専門に取り扱う知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」という。）を設けるものとする。

第二 裁判所法の一部改正

一 構成

知財高裁は、知財高裁長官及び相当数の判事でこれを構成するものとする。

二・裁判権

知財高裁は、左の事項について裁判権を有するものとする。

- 1 地方裁判所の知的財産に関する第一審判決に対する控訴
- 2 他の法律において特に定めるもの

(注) 地方裁判所の決定及び命令に対する抗告及び保全抗告、簡易裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告等も含めるかは、なお検討することとする。

三・合議制(略)

四・裁判官の職務の代行(略)

五・司法行政事務

- 1 知財高裁が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、知財高裁長官が、これを総括するものとする。

- 2 知財高裁の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、知財高裁長官が、その議長となる

ものとすること。

六・事務局

知財高裁の庶務を掌らせるため、知財高裁に事務局を置くものとする。

七・支部（略）

八・裁判官

1 知財高裁長官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命するものとすること。

2 知財高裁長官の任免は、天皇がこれを認証するものとすること。

3 知財高裁の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補するものとすること。

第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律

知財高裁を設立し、その所在地を東京都とするものとする。

第四 民事訴訟法の一部改正

一 管轄

知財高裁の管轄は、次のとおりとすること。

- 1 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについて、地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴
- 2 意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて東京高等裁判所管内の地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴
- 3 前二号に関する併合請求又は関連請求（反訴等）

（注） 知的財産権に関する事件においてされた地方裁判所の決定及び命令に対する抗告及び保全抗告、知的財産権に関する訴えについて簡易裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告等も含める

かは、なお検討することとする。

二・移送

知財高裁の管轄に属する訴訟については、他の高等裁判所に移送しないものとすること。

第五 特許法等の一部改正

特許法第七十八第一項、実用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項及び商標法第六十条第一項に規定する訴えに係る訴訟の第一審は、知財高裁の専属管轄とするものとする。

(附則)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。